

令和3年9月8日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部長 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 新 田 真 一 宍 戸 稔
第 2	議案第95号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

令和3年9月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（令和3年9月8日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 新 田 真 一……………187 宍 戸 稔……………202
第 2	議 95	令和3年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………216


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の3日目及び追加議案の審議を行います。

本市議会は、今定例会も新型コロナウイルス感染症予防対策を実施し、さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部制限をしております。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は24人であります。

本日の会議録署名者として、徳岡議員及び掛田議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、新田議員、宍戸議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、事前にタブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししています。以上で報告を終わります。

また、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（新家良和君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 皆さん、おはようございます。会派未来、新田真一でございます。議長のお許しを頂きまして、本日は大きく2点、働き方改革の推進、救急医療体制につきまして、一般質問を行わせていただきます。

働く者が、働く人それぞれが、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現、さらには、そのために生産性向上、少子高齢化等で生産労働人口を確保していくというような狙いの中、働き方改革が総合的に推進されると。そのための法施行が2019年より始まりまして、今年で3年目を迎えます。この間、コロナ禍というまさに全世界、社会に大きな影響を与えるということがありはしましたが、その中であつても、あるいはその後の社会をめざすにしても、この働き方改革がその目的、趣旨に従って推進され成就されていくことが、日本の社会を大きく前進させていくことと考えております。具体的には、2019年より働き方改革関連の法案の施行が始まりまして、まずは公務員職場から、そして翌年、大企業と、3年目の今は中小企業もその施行対象に広がってきているという現状があります。長時間労働の是正、年休の取得、さらには雇用形態に関わらない待遇の確保といったことが1つの柱として具体的に進め

られてきていると思いますが、まずは最も早くスタートを切りました市役所を中心とした公務員の職場のこの間、あるいは現状はどうあるのか御報告を求めます。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 市役所の現状ということでございますけれども、時間外勤務につきまして最新の状況を御説明させていただければと思います。おっしゃいましたように、今年におきましてはコロナ禍ということもございますので、必ずしも例年と同じ状況かというところは違っている面もあろうかと思っておりますけれども、直近で集計しております今年の6月におけます時間外の状況でございますけれども、行政職の実績で申し上げますと、時間外勤務、月の時間外100時間、80時間、45時間というような区切りがございますけれども、100時間及び80時間を超える職員はおりませんでした。月45時間を超える職員が行政職の実績で20名おったという状況でございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 6月の実績ということで、今、数字の紹介がありましたが、コロナ禍、あるいは自然災害等に関わっての様々な時間外を生んできたという経緯はあるのではないかとと思うんですが、振り返られまして、45時間を超えるというのが一般企業においては罰則対象になるという厳しい法でもあると。ただ、公務員には適応されてないというのは存じ上げておりますけど、それでも45時間を6か月以上超える、あるいは80時間を超える月が複数続くといった場合には何らかの措置をとというのが法の趣旨であったと思いますが、細かい数字は結構ですから、ざっと1年、あるいは2年を振り返られたときにそういう状況が生まれたかどうかを御報告ください。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 昨年度を振り返ってみますと、月45時間を超えておる職員が183人いた状況でございます。こうして、また先ほど言われましたように80時間、100時間を超える職員が10名以上おりますけれども、おっしゃいましたように80時間を超えますと、市役所では任意ではございますけれども、産業医のカウンセリングを受けさせるようにしております。また、100時間を超えた職員につきましては、これはもう必須で産業医のカウンセリングを受けさせることにしております。また、平素からストレスチェックですとか、これも任意でございますけど、臨床心理士が月1回来てカウンセリングを希望する職員は受けられるというようなことで、長時間労働をやむを得ず、言われましたように選挙でございますとか、災害、もしくは業務によっては単月でどうしても45時間を超えてしまう、こうした職員につきましては先ほど申

上げましたようにカウンセリング、産業医の面談、こうしたところで心身の健康を保たせるということで対応をしておるところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 6月実績が45時間を超える者が20名、分母はだから約500名ということですね。一方で住民サービスのニーズも多様化している現状だとは思いますが、やはりそこで働く者が生き生きとそれに臨めるよう、今の産業医のあるいはカウンセリング、ストレスチェック等々、健康をしっかり守っていく体制を維持していただきながら、コロナ禍、あるいは自然災害という非常時にも対応していただきたいという思いを述べまして、次の質問に移りますが、私が気になっているのは2019年の6月議会、9月議会においても課題提供させていただきました。これが2020年からいわゆる大企業を対象として、同じように先ほどの45時間、あるいは年休取得、処遇改善等を進められる。さらに今年度に至っては中小企業までが対象となる項目もございしますが、この間、市内の、とりわけ中小企業が大多数だと思いますが、そこらへの働き方改革の趣旨目的、あるいは具体についての周知をどのように図ってこられて、現状どうなっているかということの御報告をお願いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 2019年から始まった働き方改革の周知でございますけど、まず国の周知は当然ながら県、また市もそうですが、ハローワーク、商工会議所、広域商工会、そういったところとの関係機関と連携して取り組んできております。そして、研修会等も三次会場ということで開催をされております。制度が始まった令和元年度には、8月21日に商工会議所、広域商工会、県の主催による働き方改革についての企業経営勉強会が本市で開催をされておまして、32の事業者40名が参加をされております。令和2年度につきましては同じく8月に開催され、29の事業者39名が参加をされております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる全4回の勉強会が開催中ございまして、8月に行われた第3回の勉強会には144の事業者、約200名が参加をされ、その中で三次市内の事業者も事例発表をされるというような状況になってございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 数字を聞いて正直驚きました。2020年の1月に出された商工会議所だよりでは、働き方改革関連法案の取組の1つである年休5日以上取得というのを知っているという企業は36%、これから取り組むが半分、そんなの全然知らないというのが13%という数字がありました。さらに言えば、私もこれは勉強せないけんと思って、2019年に広島のこういった

企業向けセミナーに2回参加したんですが、1回目の参加者は4人、私も含めてです。2回目の参加者は1人だったんです。今、中小企業の皆さんが経済の大変厳しい状況の中であって、いやいや、それどころではないんだと、人は雇わにゃいけんし、なかなか商売もうまいこといかんという中で、これに対する関心は薄いのかなというのが予想でしたが、広島市で開催された数字をはるかにしのぐ数字の中で、多くの企業の皆さんが真面目に勉強をされているというのが確認できて、これがさらに実を結ぶべく、確かに今コロナ禍にあって様々な経済的な困難を伴いますけども、三次で働く人が休暇もしっかり取り、雇用条件もよく、賃金もと、何もかもうまくとはいきませんが、それに向けて市内の企業が真面目に取り組んでいるという状況が分かり安心いたしました。勉強の次は実施ですから、それが実のあるものになるように、さらに市としても監視というのはちょっと大げさではありますが、状況を確認しながら進めていただきたい旨をお願いいたします。

さて、私が最も気になっているのは学校現場の現状なんです。そういう意味で、同じく公務員職場として3年目を迎える教育現場の現状がどうなっているかを、御報告をお願いいたします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 小・中学校につきましては、今年度5月、6月における市内小・中学校の管理職を除いた県費職員の勤務時間外の在校時間について、次のとおり把握をしております。45時間以上80時間未満が5月については112名、6月については164名。80時間以上100時間未満については、5月が4名、6月が7名。100時間以上については5月が3名、6月が3名でございました。これは週休日などに行われる部活動指導の大会、あるいはまた行事等が5月、6月に多かったということがあっての引率の時間等も当然含まれたものでございます。昨年度の6月と比較をしていますけれども、勤務時間外の在校時間が80時間以上の職員の人数は、小・中学校全体では16人から10人に減少はしております。小・中学校別に見たときに、6月の勤務時間外の在校時間が45時間以上の職員が、小学校では昨年114名から今年98名、16人減少ということで10ポイント減少しているわけですが、中学校については逆に15人増加をしているということがございます。なお、5月についての比較については、昨年5月がちょうど全校臨時休業であったということから、直接的な数値の比較ができませんのでしていません。状況については以上です。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) モニター資料をお願いします。私も6月の市内6つの小・中学校の入退校記録簿を頂きまして、今、教育長から発表がありましたのは市内全体の数字ですが、これは私が集約した。まず小学校3校分の45時間未満、それ以上、グラフを見ていただくとおり、

6割以上が45時間をオーバーしているという状況。次もお願いします。これは中学校3校分です。これに至っては約4分の3、75%が45時間以上の勤務状況にあるという。2019年の9月議会においても同様の資料を、グラフは作りませんでした。教育委員会から頂きました。ちなみにそのときの6月が、45時間以上が184人、80時間以上が12人、100時間以上が3名と、これは教育委員会から報告がありました。あまり変わってない、ほとんど変わってないというのが現状であろうかと思いますが、2019年に教育委員会は勤務時間についての指針を示され、具体的な取組を何点か提起された。留守番電話をつけるとか、SSSの配置だとか、行事研修会等の削減であるとか、あるいは学校は8時まで、8時以降については許可制か相談制かといったような具体の取組、あるいはもちろんクラブもクラブ活動の指針を出されて、休業日を設けるとか、土日の練習の制限だとか、あるいは一方で部活指導員等の配置とか、具体の取組がいくらか並んで方向性も示されて、ところがほとんど現状が変わらない。これはなぜなんですかね。そこらをどのように現状分析されていますか、お願いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) いわゆる実態分析ということでございますけれども、小学校につきましては、これは組織的な業務改善が進んでおりまして、勤務時間外の在校時間が45時間未満の割合も今年6月でも54.4%ということで、5割以上になってきております。昨年度が44.4%、一昨年度が38.7%ということで、小学校についてはこれでよしということは思っておりませんが、ある程度の意識改革や、あるいはまた業務改善という取組は一定程度進んでいるものと捉えております。

一方、中学校につきましては、昨年度と比較して増加しているということについては、昨年度は新型コロナウイルスの感染症対策のために部活動の大会が中止とか、あるいはまた延期されたということがあったものが、今年度は例年のおりに部活動の練習、あるいはまた大会が行われたということで、放課後や週休日の指導、大会等への引率ということでの業務を行ったということから、勤務時間外の在校時間が増えた職員が多くなったと一定程度は捉えております。ただし、週休日において大会に引率を行っている場合は、週休日を他の月などに振り替えているということがございますので、これをほかの月のところとまた分析をしていくということも必要な部分はあるかと思えます。

全体としては、中学校について継続した課題があると捉えております。在校時間が長くなる要因ということで状況把握をしておりますけれども、今申し上げました部活動指導等のほかには生徒指導対応、あるいは進路指導対応ということなどで、生徒、保護者対応への勤務時間外にならざるを得ないということがある。あるいはまた若年教諭については、教材研究にどうしても時間がかかりがちだということも聞いているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 今、現状分析と言われましたのでお聞きしたいのは、教育委員会が出された指針の中の実効性の担保、先ほど市役所にもお聞きしましたが、法によれば45時間以上の勤務が年間6か月を超えてはならないと、80時間が複数月続いてはならないと定めてあります。公務員職場ですぐそれが、管理職が処罰を受けるという対応にはなりません、1つの目安だと思う。その中に、上限の目安時間の状況についてそれを超える状況があったら事後的に検証すると書いてある。恐らく45時間を6か月超えている職員は山ほどおるのではないかと思います。そこらの検証はなされましたか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今申し上げた時間、それぞれの月単位については、各学校からこの時間管理の状況について把握をするということで、毎月、学校からの報告も求めています。また、特にどうしても長くなっている教員が継続をしているというような場合には、教育委員会からも学校のほうへ、校長へ聴き取りを行うなどして具体的な状況把握をして、さらに学校衛生委員会ということも学校で定期的に行うということにしておりますし、そういった状況についても把握をしているところですので、例えば業務が偏っておりますとか、あるいはまた、それぞれ個々の状況にいろんな変化が見られるということがある場合には、具体的な業務の見直し、そして、それからその職員については必要に応じて保健管理医との面談も行うということも、具体的に指導して進めてきているところでございます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 今細かい数字を求めはしませんが、実効性を担保するために途中であつたらちゃんと検証せえと。今の答弁だと、業務の見直しであるとか、あるいは衛生委員会にかけてという答えがありましたが、それによって見直された事例が幾つあるのか、さらに産業医等の面談に何人かかったのか、そこらを分かる範囲で結構ですから具体を出していただけませんか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 具体的には一度指導を入れたり、あるいはまた校長に聴き取りをしたというふうなところでの部分があれば、必ずその改善状況についてはその都度確認をし、そして改善の状況について具体的にこちらの教育委員会にも報告をするということで、確認はその都度進めてきております。回数については申し訳ありませんけれども、今手元にはございません。また、保健管理医との面談ということにつきましても、数は実際には大変少のうございます。

手元に今持っておりませんが、具体的な数として、あれば必ずこちらの教育委員会へ報告を上げるということにしておりますが、そういう意味では積極的に今面談というふうなところへ、具体的に職員へ話をするとかいうようなところは、校長から引き続き、継続して進めていくという取組にしているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) グラフを見てください。80時間以上が11%おるんですよ。これ、中学校3校分で大体サンプル80人くらいです。6月だけですよ。1個戻してください、小学校。小学校で80時間以上が4%いるんですよ。これもサンプルが90くらいです。これは6月だけです。5月がこれより激減している状況とは思えん。今話を聞くと、全体の数が大体これくらいのを1年間推移してきて、月々10人以上、あるいはもっと数があるのに産業医にかかったのはゼロなんですか。分からないんですか。私、ちょっとそれが素直に聞けない。1年過ぎたんですよ。校長から改善の報告もあったということですから、産業医と面談し、2日間お休みの後、元気に勤めました等あったのではないですか。産業医に本当に100時間あるいは80時間以上の者がかかっているという現状を、分かる範囲でいいですから教えてください。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) ゼロということをお願いしているわけではございません。ただ、正確な数字を申し上げるというふうなもので、申し訳ございませんが、今、手元に準備をしていないということですので、確実にその意味で言えば、例えば80時間以上という本当に大きな課題だと、もちろん45時間を超えるということは課題でございますけれども、とりわけ過大な数字となる80時間というところについては非常に大きな課題として捉えているということは申し上げたいと思いますし、そのことを通して校長からしっかり個々の職員の状況を把握し、必要に応じて必要な措置を行う、これは絶対にやっているということは理解いただければと思います。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 必要な措置は絶対にやっている、信じますよ。でも、せめて去年1年間で15人程度ですとも言われないのにどうも引っかかる。さらに言えば、3年目を迎えようとするこの働き方改革の時間外の是正の実態がほとんど変わってない。指針も示され、具体も出された。PDCA、Cはチェックでしょう。検証の機会は、実効性の担保と、あるいは産業医がどれだけかという図るべき基準は幾らでもある。それはいつ図られるのか、チェックされるのか。PDCAのCのところ。アクションを起こさなきゃいけん。今までの指針を示して3年経っ

てもほとんど変わってないということで、指針を見直さなきゃいけないんじゃないかと私は思いますが、どうお考えですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず、いわゆる保健管理医との面談ということでございますけれども、今年度についてはまだゼロということで報告を受けているところでございます。それから取組ということにつきましては、いわゆる先ほど来申し上げておりますように、この勤務時間外の在校時間の縮減ということは、職員の働き方改革の推進や、あるいはまた、子供としっかり向き合って必要な力をつけていくという学校教育の使命を果たすということのためにはどうしても必要なことだと、これは大きな課題だと捉えているということは再度申し上げたいと思います。

その上で、今、具体的な取組は、日常的に月ごとに状況を把握している、必要に応じて校長へ対する聴き取りとか、あるいは必要に応じた指導、助言を行っているということに加えまして、市としても、市費で教員とか、あるいはまた支援員や障害児介助員や教務事務補助員、あるいはまた様々に部活動も含めた人的措置というのは、独自に可能な限り行ってきているということもございます。今の状況の中でこれ以上の措置というのはなかなか難しいですけども、そういう意味での取組を、人をしっかり就けて、教員として必要な業務をしていける、そういう体制というのは取り組んでいるというところは続けているところでございます。

さらに勤務時間外の在校時間が45時間以上の者がいる学校は、必ず学校衛生委員会で業務改善の検討とかいうところまでは状況把握をした上で行っていくということで、1人に業務が決して集中するということがないようにしていくということは、継続をしているということも確認をしながら進めております。引き続き、先ほど来申し上げている小・中学校の勤務時間の上限に関する方針ということで示している取組を進めていくということに尽きるんですけども、特に80時間以上になっている、あるいはなるという報告があった職員につきましては、教育委員会から校長に確実に聴き取りを行って、具体的な改善方策の指導、助言を行います。

また、ICTが効果的な活用になるということで言えば、事務的業務の効率化ということもさらに推進するというのもございますし、先ほど申し上げました生徒指導の充実ということも業務改善につながる大きな要素と捉えております。そういう意味で言いますと、学校だけでその解決がなかなか難しかったり、あるいは時間がかかるということもあれば、しっかり保護者、あるいはまた地域の関係機関等にも役割をそれぞれ担っていただくなどして取り組む、そういう体制づくりを進めるということもこれは非常に大切なことだと思っております。

さらには中学校の課題である部活動、これが大きい要素でございます。休養日や週休日の活動の工夫に加えまして、地域活動への移行などの取組ということに今着手をしておりますけれども、こういった形で抜本的な改革というところにつなげていくということも今進めているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 今の御答弁は、だから指針は変える気はないと聞こえました。具体的取組をさらに進めるというのは、例えば部活とか人的配置という具体はありましたけれども、コロナ禍の中で学校は指針で言った部活は中止せざるを得なくなって、大会もなくなったという現状がありました。さらに超勤を押し上げている大きな要因である研究会とか公開研とか、そういったものもこの2年ありません。コロナ禍の中でいや応なしにそういったものが大きな要素がここで削り取られたのに、勤務時間を私は期待したんです。これは大分減っているのではないかと。減っていない。ほとんど同じ。指針でいうクラブ、全部とは言いませんよ、クラブ活動、大会削減、研究会の削減、研究会が削減されるとそれに関わる研修や報告書やそういったものも多く削られていく部分の実現しているのに減ってない。本当にどういうことですか。そのためのチェックを、3年目であるなら今年、今この答弁のための資料作りではなくて、教育委員会として実効性の担保のためにもきっちりすべきではないですか。今年中にそういった検証の場を設けるとするのは、そういうお考えをあえて提起しますけど、それはいかがですか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) コロナ禍ということ言えば、例えば行事、あるいはそれに関わるような活動というふうなものがなくなった、延期になったということは確かにございます。ただ、一方ではやはりそういったことが削減をされるということになりますと、子供たちにとってのいろんな意味での日常のケアでありますとか、あるいはまたそれに代わるものをどうしていくのかということに取り組んでいくということは、当然、教育活動を充実させるという上で必要なことと捉えています。

まず、コロナ禍によって例えば学校行事や全体研修が減ったということはありますから、そういう意味での教職員が子供と向き合う時間、あるいは教材研究の時間というのは、これは確実にある程度増えているということは声を聞いております。ICT機器をその間に効果的に活用できるようにという部分も随分職員のスキルも上がってきているので、そういったところへの時間を配分してうまく機能しているということもございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、課題として、やはり学校行事などが少なくなるということになりますと、人との触れ合いとか、あるいはまた、校内で学級や学級を越えた関わりが子供たちにとっては少なくなるということもございましたり、教員にとっては感染症防止のための健康観察や、あるいはまた毎日の消毒業務とか、またその学校行事延期ということになればそういった調整ということも必要な部分もございます。そういう部分でいえば、今の状況をしっかり日々の状況として校長のほう、あるいはまた学校のほうの状況をつぶさに把握をしながら、今、指針にのっとって取組を進めているというところがございますので、これを今この

段階で、例えば具体的にもう一度、月ごとの部分についてということは確実に把握をしながら、必要なところへ必要な手だてを講じるということは徹底をしていきたいと考えております。

○11番（新田真一君） 手だてを講じて何も変わってないけえ、チェックしたらどうですかという質問です。手だては分かりました。チェックしてきたんでしょう。でも変わってない現実を今示しているんです。

○教育長（迫田隆範君） そのことにつきましては、今申し上げましたように、今の取組を徹底していく、そういうところで進めてまいります。

○11番（新田真一君） 今の取組で変わってない現実を示したんです。だからチェックすべきだというのを質問したんですよ。

○議長（新家良和君） 挙手をして発言してください。

○11番（新田真一君） 答えられてないではないですか。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 取組は聞きましたよ。でも変わってないと言ひよる。行事がなくなった分、ICTと研修の時間が増えて結局同じになっている。部活がなくなった分、打ち合わせ時間が増えて生徒指導にも力が入って同じになっている。だから、見直しを含めてのチェックが要るのではないですかと問うているんです。もう一度、答弁をお願いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今申し上げましたとおりチェックはしていますので、それは継続させていただきます。今までの取組についての状況についても、これは今まである意味機能していない部分があるのか、あるいはまた、さらにこれから取組をすべきものがあるのかということについては、もう一度部内でチェックをしていくということは当然だと思っております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） 3年経ちました。具体の手だてもたくさん並べられている。でも変わらない。コロナもあった。現場へ行って聞いたら、こう言いましたよ。コロナで行事が減ったりどうこうしたけど、日常は変わってない。進路指導、生徒指導、教材研究、もう一つ言えば臨採が埋まらないんですよ。現場に来手がない。全部とは言いませんよ。今年度の教員試験採用も2年前が過去最低だったと聞きますけども、それをさらに下回った。若い人がやりがいを持ってこの職場のところで頑張ろうという環境をつくらにやいけん。そうでないと優秀な人材は集まりませんよ。それぐらい大きいスケールで考えてもらわないと、そのための指針が、見直しが私は絶対に要る。

部活の話も出ました。先ほど少し触れられたけど、これはもう時間がないのであまり追及できませんけど、部活動を地域活動へ移行と、そんなもの絵に描いた餅だという気がしてならん。大きな学校の多忙化の原因になっている部活動を地域活動へ移行せえと文科省は言うてますよね。これ、三次市内、具体的にどれぐらい進んでいますか。さらに言えば、その前段として部活指導員、教員に代わって土日引率して連れていくという地域活動の第一歩になるのではないかと思う。これが今何人配置されていますか。部活指導員の配置状況と地域活動への移行について現状がどうあるか、御報告ください。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 部活動指導員というものについては大きく2つの制度がございますが、いわゆる外部コーチ、校長が委嘱をして教育委員会に報告をするというものについては、単独での部活としてはできませんけれども、連携をしながらコーチとして技術的な指導を行うというものがありますが、これについては今年度1学期までで6校9名でございます。さらに引率ができ、そしてコーチの監督を受けて、その大会で指導も含めてすることができるという、いわゆる部活動指導員については、今年度は5校6名の部活動指導員を任用しているところでございます。

さらに、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革ということで、令和5年度以降、特に休日の部活動を段階的に地域に移行するという方向が示されております。本市においても国や県の動向を参考にしながら段階的な移行を進めていくということで、今年度は外部機関に委託をして、各学校の実施状況や、あるいは地域のスポーツ団体等の状況の把握を行うという予定にしております。地域振興課と教育委員会が中心になりまして、外部の方にも入っていただく検討委員会も設ける予定にしております。その中で、今後取り組む本市に見合った部活動の地域移行ということの仕組みについて、具体的に話を進めていくという予定にしているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 部活動について、さらに何点かお聞きします。外部指導員は、今説明があったとおり土日引率まではできないということですね。部活指導員が5校6名、外部講師が6校9名。中学校12校あって、クラブの数でいったら50は超えるのではないかと思います。文化部も運動部も合わせれば50か60になると思いますが、この数は多いんですか、少ないんですか。増やせないんですか。あるいは学校が希望しないんですか。そこらの現状はどうなんですか。私は50もあるクラブの中でたった部活動指導員が6人とは極めて少ないと思う。こんなので2年後に地域活動へ移動できるのかなと心配するので、そこらの現状を教えてください。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 中学校については、部活動外部指導員、先ほど申し上げましたいわゆる外部コーチというのは、配置人数についてだけ言えば今年度は昨年度までとは減少をしております。これについては、実際に人事異動によって部活動を指導できる教員が着任をしたということで必要が生じていないということもございます。さらに適任者の確保も一方で地域でなかなか難しいという現状は継続してございます。それから単独で引率ができる部活動指導員については、毎年配置人数は増やしてまいりました。今年度は8名の部活動指導員を募集いたしましたが、これまで部活動指導員をしていただいていた方が都合により辞職をされたり、あるいは部活動の種類によってはどうしても適任者の応募がなかなかないということで、現在6人というような任用でございます。全てこれで賄えるかということでは十分ではないということもございますけれども、こちら教員委員会としても、引き続きそういった枠を広げていくとか、あるいはまた、地域としっかり連携をしながらできるだけ協力をさせていただいて、取組を部活へ進めていけるようなそういった体制というのは引き続き努力をしていきたいと考えております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） ヨーロッパのような地域総合型スポーツクラブが各地域にあり、多くの子供たちが学校が終わればそこへ行ってスポーツを楽しむという体制ができるには、まだまだ遠いと思います。私はサッカーに携わって長いですが、中学校で今2つ、クラブチームができています。最も進んでいるほうではないかと思う。だけど一方の学校で、学校単独のチームが組めない。サッカーですよ。競技人口が比較的が多いサッカーで、中学校1校で単独チームができるのは1校だけです。あとは合同にせんとできんというような、これこそ県北特有の課題がほかの競技でも生まれているのではないですか。

そういう中であって、この先、地域移行がどうかというのはしっかり取り組んでいただきたいというか、現状をしっかり踏まえていただきたいというのが思いで、もう一度、再三申しますけど、これは働き方改革の一側面からこの話をさせていただきましたが、全体の改革がいつぞ進まんという現状を私はとても憂います。そして、そこに抜本的にメスを入れないと、電話をつけたとか、8時までには帰れと言ったとか、SSSを配置したとか、これ1人か2人でしょう。いいような部分を並べたって現状は変わってない部分をぜひとも、日々のチェックももちろん大事ですけど、抜本的に考える指針を、県教委がひな形を示さんでも三次市として考えるべきだと思ひまして、1番の項目を終わります。

時間もあまりないので、大項目2番に移らせていただきます。モニターをお願いします。救急医療体制の中で大きな動きが、今年から三次市は変わっていくんだと思います。広域都市圏で、2年前に課題提起させていただきました救急#7119がこの秋から導入されるとお聞きしま

した。これをどのように運用されていくのか、あるいは併せてこれを市民へどう周知していくのか、それについてお聞きします。お願いします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 救急相談センター広島広域都市圏でございますけども、議員がおっしゃられましたように、来月10月1日金曜日午後1時から利用可能ということとしております。三次市内から局番なしの#7119をダイヤルしていただきますと、救急相談センター広島につながります。この救急相談センター広島は広域都市圏で運用されまして、看護師の常時2名以上の体制ということで電話の相談の受付をしていただきます。電話相談を通じまして、病気やけがの症状を把握した上で、救急車の要請であるとか、自分で医療機関に行くか、また、けがなどに対する応急手当ての方法など、助言、適切な診療科目と医療機関の案内等は、先ほど言いました看護師等が24時間体制でアドバイスをいたします。また、緊急性が高いと判断された場合は必要に応じて119番へ電話転送ができる、こういった仕組みもあります。またはかけ直して救急車の出動を要請していただく、こういった対応がされるものであります。

周知につきましては、今月の広報みよし9月号でございますけども、掲載をいたします。さらに三次市の公式LINE等のSNSを通じた周知も図っていきたくて考えております。また、小児救急を担っております休日夜間急患センターであるとか、県が行っておられます小児救急の相談ダイヤル等もございます。それぞれの機能や役割をお知らせし、適切な救急受診が図られるような啓発に努めてまいります。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 中身はあんまり詳しくどうこうないんですけど、私、2年前にこの体制がどうなのかというのを、広島市役所へ出向きましてその状況を聞かせていただきました。進歩している部分があるんですよ。これ、PRしてください。今の#7119で、看護師が常駐して医療相談に乗ったり手配をするというシステムになる。それによってできるだけ適性を図るんですが、ここへ今オンコール医師体制というのが加わって、看護師だけで判断できん場合、広島大学とつないでさらにその状況を聞き、判断の不可がかかるというのが、調べたらありましたので、それらも含めて、相手は民間委託されたところが請け負って看護師さんが相談に乗られるんだけど、ここで広島大学ともつながっている。さらにポスター、三次はこれでは駄目ですよ。さっきの小児救急も併せてPRして、小児救急は#8000ですかね。8000で医療相談を受けて、適切な判断を保護者なりがしてもいいという部分も含めて、あらゆる方法で。広島はこのポスターが病院に貼ってありました。三つ折りパンフレットが窓口にみんな置いてありました。もちろんSNS等でも発信されていると思いますが、そこらをしっかり広く周知していく方法を、部長の決意を聞きたいのでお願いします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 説明が不足しておりました。看護師の助言の中ではやはり医師の指導を仰いで助言をするという部分がありますので、そこに医師が関わっているということもしっかりとPRしていきたいと思います。また、この事業によりまして、これまでコロナ禍において受診控えであったり、もしくは軽傷であっても救急車を呼ばれたりする、そういった様々な問題があります。そういったところも目標を持ちながら、安心して生活ができるように相談ができる体制をしっかりとPRさせていただきたいと思います。先ほど言われましたように、対象者、#8000番であれば「母子モ」、母子の方へ加入していただいているものですが、そういったものをしっかりと活用しまして、それぞれの受診体制、相談場所の明確化を図ってまいりたいと考えております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 市民の皆さんのまさに安心・安全のためにできるだけ相談しやすい、あるいは連絡しやすい部分が広がり、そして適切な救急出動等が判断できることを望むことで、小児救急、あるいは市立三次中央病院等の、心配があれば電話をかけて行くというのが当然なんですけども、ワンクッション置くことで少しでも減って適切に運用されることを望みます。

さて、時間もあまりないので、最後の、今コロナ禍における、まさにこの救急体制についての質問をさせていただきたい。通告を用意した3日か4日後ぐらいに妊婦さんがコロナ禍で残念ながら死産になってしまったというニュースを聞きました。さらに、その時期から東京を中心に医療が窮迫して自宅療養が格段に増えていくという時期になって、そうこうしていたら広島県においても300人を超えるのが出て、今朝見ると広島県内においても自宅などで1,167名が現在いる。三次が何人かは知りませんがね。ただ、三次も8月だけで64名感染者が出る中では、かつてあった調整中という方の人数もかなりになるのではないかとこのことを想像します。

要は妊婦さんもしかりですけど、ひとり親家庭で親がなくなった子は、あるいは老々介護で介護者になったときに介護を受ける方は、その逆もある。あるいは御両親がコロナ陽性の中で残った子供はといったようないろんなケースがあると思うんですよ。そういったことへ市として対応できることはないかというのを質問する予定の前に、こういう記事があったんです。「自宅療養者の個人情報、34都道府県が市町村に伝えず」。三次市も1月のときに8割ぐらいの方が調整中と三次市のホームページにあって、いつまで経っても入院したとかホテルへ行ったとか治ったとか治っていないというのを問い合わせたときに、県からの情報がないと言われた。だからいつまでもそのまま。いつまでも調整中。これが8月にこの新聞記事によると、読売オンラインという9月3日に出た新聞記事ですけど、厚生労働省が療養者の情報提供を前提として、ちゃんと市町村で連携せえと通知を出したと書いてあるんですが、三次市と県は今どうなって

いるんですか。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 答弁の前に、先ほど議員から言われました以前の公表の中で調整中という部分ですけども、説明させていただきますと、公表時の症状のみをそのときは公表しているものでありまして、その以後の経緯を公表はしておりませんので御理解をお願いいたします。全く市が関与していないというような状況ではございません。

御質問の市と県とどういう体制を取っているのかということでございます。三次市におきましては、今、保健所を中心に情報提供はさせていただいております。患者さんの状況であったり、療養状況であったり、そういったものは担当部署で対応しておりますし、保健所へも場合によってはリエゾンという形で職員、保健師を派遣して、患者の感染者の方の健康観察、こういったものに一緒に当たらせていただいております。

全体的な体制でございますけれども、三次市の場合はコロナ対策の医療調整会議、これは保健所と医師会と行政と一緒に対応しております。この組織を構成いたしまして、感染者の個別の状況も含めて、療養先であるとかそういったものを調整して、情報としては共有をさせていただいております。先ほどありました、例えば妊婦さんであったり介護の関係であったりですけども、例えば妊婦さんがそうなった場合はどうしようかというのがここで協議をされます。そのときに三次では、出産を伴わない場合は市立三次中央病院で受ける、出産を伴う可能性があるものは広島の医療機関と連携する、こういった申合せもさせていただいております。また、介護とかそういった事例がある場合は、これは昨年策定しましたけど、介護事業所との情報連携を図る申合せを、昨年9月の初旬だったと思うんですけども、クラスターを受けたことからそういった申合せをし、サービスが停止しないように、もしくは施設での対応ができるように、そういったことを介護事業所と申合せをし、こちらの会議へも介護事業所の代表の方が参加していただいているという状況です。また、そういったことをすることを踏まえまして、介護従事者にも予防接種の優先接種をさせていただいて、体制を整えているところでございます。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番(新田真一君) 県との情報を共有する中で、三次市では介護者、あるいは妊婦さん等については具体説明もありましたけど、千葉のような事例は起こり得ないと。

もう一つ、気になるんですよ。ひとり親家庭、あるいは核家族の中で親が2人ともなったとか、介護になったとか、小さい子だけが残るといようなことについての対応はどうなんですか。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長（牧原英敏君） そういった個々のケースにつきましても、その症状であったり、その支援者ないし家族の構成であったり、そういったものを検討し、個々のケースでの対応を、先ほど申しました医療調整会議等を踏まえまして連携を図っているという状況でございます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

[11番 新田真一君 登壇]

○11番（新田真一君） 県内には1,167名の自宅待機というんですか、調整中と出る分かと思いますが、いらっしゃる。三次が何人かは分かりませんが、今のような体制を取る中で、三次市民にあっては介護者もひとり親家庭も、あるいは家族の中で出ても万全の体制を取っているということを可能な限り伝えながら、安心・安全、かからないことが一番なんですけども、それについての体制を取られていることを確認できてよかったと思います。

ただ、いろんな情報を出していくときに、全部情報を出して、ホームページには今まだ調整中と出ているんです。早くあれを消していただいて、もう一つずっと要望しておるんですけど、累積コロナ者数、今185ぐらいになったんですかね。この横へ治療完了、退院者184名と載せられんのか。これが市民が安心する大事な情報だと思うんですよ。増えた、増えた、いっぱいになったという情報だけではない。治りましたよ、180人治りましたという情報提供があつて安心する。ひとり親家庭、療養者も介護等も調整会議を持つ中で、全て対応可能ですよといったような情報が出ていくことが、三次の市民が安心して暮らしていく大事な情報だと思いますので、ホームページなどで調整中というのは消しても県は文句は言わんでしょ。情報発信はすごく大事ですけど、本当に安心・安全につながる部分の情報を発信していただきたい。

あと30秒だけですが、いつまでも取り残される学校現場の働き方改革をぜひ、月々のチェックも大事ですけど、日常がどうかというところからの洗い出しと、今後の方向性を話し合い、チェックできる場をぜひとも要望しまして、一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（新家良和君） この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時37分——

——再開 午前10時50分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番（宍戸 稔君） 皆様、おはようございます。清友会の宍戸 稔でございます。議長のお許しを頂きましたので、9月定例会最後の質問者として質問を行わせていただきます。後の質問者がいないということで十分時間がありますので、丁寧で傍聴者、視聴者の皆さんに分かりやすい答弁をお願いしまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は3点について質問させていただきます。三次市観光戦略について、また河川の改修について、それから団体補助金のことについてということで3点質問させていただきます。

まず最初に三次市観光戦略についてということでお伺いします。最初に策定の経緯ということでございます。この三次市観光戦略を策定するに当たって、策定委員会を昨年11月に立ち上げられて、これまで3回の委員会を開催されたと。素案が出来上がり、議会に8月2日に示されて説明がありました。そして、現在9月の初めから今月の末ぐらいですか、21日までと聞いていますけれども、市民からの意見募集、パブリックコメントを実施するというところでございます。そして、本日午後においてはまた議会のほうに説明が行われるということでございます。その前にこの一般質問をさせていただくわけなんですけれども、まずこの観光戦略を策定するに至る背景は、どういうことがあって策定に至ったのかと。何が課題で何を重点的に取り組もうということで策定を行われたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

（産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 中廣産業振興部長。

〔産業振興部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 観光戦略の策定のこれまでの背景といったところでございますけど、これまで本市の観光振興は観光客数や観光消費額の増加など、共通の数値目標は掲げておりましたが、各観光推進組織での活動の指標になる観光方針が共有されておらず、役割も明確になっておりませんでした。また、これまでの取組は人を呼び込むことには効果がありましたが、ボランティア的な活動を担ってきた部分もあり、継続的な取組には人材不足というようなところも課題となっています。イベントの開催など市民の満足度を上げる取組が多く、市外からの来訪者に観光消費を促す、稼ぐという観点が不足していたということもあります。また、データを収集分析、それに基づいた観光の戦略の立案、こういったところが不足をしておりました。こうしたこと背景から本市の観光の現状分析と各組織の役割分担を明確にし、関係者が同じ方向を向いて一体となって取り組むため、新たな観光の方針としての戦略を策定することにいたしました。

また、その戦略を進めていくには、やはり組織の在り方というのも検討が必要であり、現在の観光施策を牽引する組織として、市、一般社団法人である三次市観光協会とみよし観光まちづくり機構、そして君田町、作木町、三良坂町、甲奴町の各町の観光協会、そして観光事業者があり連携して進めてまいりましたが、プロモーションであるとか情報発信、これらについてはそれぞれ行ってきたということもございます。各組織での目標の設定、共有化、またその検証といったところがされていなかったということで、目標の設定、実行など一元化を図り、コントロールをする体制の整備が必要ということで、戦略策定の中でめざすべき観光推進体制に

ついても議論をしてきたところでございます。これまで3回の検討委員会を開催し、それ以外にも各観光協会と個別に協議を行ってまいりました。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) よく理解できました。この素案の中で、今年から3年間、令和3年から令和5年という、私は実施期間というふうに捉えるべきなんかなと思って見ると、文言は計画期間というふうになっています。これは3年間で戦略を計画するということに捉えるわけなんでしょうか、そこら辺。

それから今言われた3回の検討委員会で、今言われた盛りだくさんといいますか、多岐にわたる観光に関する戦略を策定し検討しまとめたんだと、素案というか、案を作ったんだということですけども、3回で果たしてそこまでの議論が深まってできたのかどうか、非常に甚だ驚きと疑問を抱かざるを得ないと思うんです。昨年11月10日、今年3月5日、そして7月19日と、この3回の検討委員会で、しかもその構成メンバーは、大学の先生が委員長として、各観光協会、5つの観光協会の会長さん、それから商工会、商工会議所、これはDMOの役員がほとんどというふうに見られてもおかしくないような、さっき言われたように様々な観光関係者と言われましたけども、それはバスの関係、トラックの関係というのは交通関係の、車もありますね。そういう交通関係とか、あるいは飲食の関係とか宿泊の関係とか、そういうところのメンバーはいらっしゃらない。果たして、こういう構成の中で3年間かけて計画するというふうに捉えれば、まだそういうところの人を呼んでから練り上げるというような余地が残っているのか、そういうことで計画期間が3年間というふうに書かれているのかどうかということをお聞かせください。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この観光戦略の期間でございますけれど、3年間という期間の中でそれぞれ目標数値を掲げ、それを実行していくという計画でございます。ただ、議論の中で、これまで賑わいの創出といったところから稼ぐ力の創出、そういったところにシフトしていこうという、この考え方についてはそれぞれの委員からも建設的な御意見を頂き、そういった方向で取り組んでいこうということで合意といいますか、了承を得ております。3回ではございますけど、そのほか各観光協会とそれぞれ7月19日、第3回までに2回、それぞれ各観光協会と協議も議論も行ってきております。

この観光戦略のメンバーでございますけど、それは当然、学識経験者に入っただき、経済団体、そして各観光協会の会長さんに入っただき、それぞれ今後事業を展開していく上での各事業部会も今後の新たな体制の中で設けております。その中には先ほど議員が言われたように宿泊事業者であるとか交通事業者、飲食事業者、そういったところでそれ

それぞれのテーマごとにそういった関係事業者も入っていただいて、それぞれのテーマ、戦略に基づいて方向性、取組の内容、そういったところをその部会で協議をしていくという考え方でおります。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) この3回の策定検討委員会のほかに個別の5つの観光協会とも協議してきたんだということでもございましたけども、個別の観光協会との協議というのは、観光戦略ではなしに推進体制をこういうふうにしたんだけど御理解願いたいと。これは2番目の項目で質問することになっておりますけども、今ある5つの観光協会とDMOが一体になって、今ある観光協会は解消してくれということの理解を求めて歩かれたというのは聞いていますけども、観光戦略そのものについて個々の観光協会と協議されたというのは、私は聞いていない。先般も3つの観光協会でしたけども意見徴収させていただきまして、意見交換させていただきました。いろいろな意見が出たんですけども、やはり役割が違うんだから、後の質問に入るようなことになってはいけないので、そういうやっぱり戦略云々というよりも、今から私たちがどういう立ち位置で活動していけばいいのか非常に混乱しているということをおっしゃったんです。そのことです。今年、この観光戦略をつくらにゃいけんというこの時期に、この策定を行われるというのは何か意味があるのかということはあるんでしょうか。

観光庁は観光地域づくり法人、DMOの登録制度に関するガイドラインを設けています。その中で登録要件の厳格化、更新登録制、更新期間は3年です。その導入を示しておるんです。みよし観光まちづくり機構、設立したのは平成29年ですけども、平成30年、令和1年、令和2年の3年間経ったということなんですね。どうもこの3年間で次の3年間、今説明がありました計画期間ということでの3年間、これを見越してこういう戦略をつくらざるを得なかったのではなかろうかと私は見るんですけども、そこら辺、率直にそういうこともあるので行ったんだということでしたら、そういう部分を含めて答弁いただきたいと思います。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) この計画策定の時期でございますけど、本来であれば前年度に策定をするという流れでございました。ただ、コロナの影響によってこの観光戦略の策定の時期がずれ込み、今年度繰越しをお願いして今の時期になっているところでございますけど、みよし観光まちづくり機構、そのところの計画の任期、それがあからということではなしに、やはり今の観光が抱えている課題、それを解決していこうと。それにはこういった戦略の下でやっつけいこうということで予算化をし、今回策定に至ったということでもございます。また、上位計画であります、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、やはり人の流れを稼ぐ力にという理念も掲げております。そういったところも併せて今回の観光

戦略を策定するというに至ったものでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 登録制度ということでのガイドラインの視点から今聞かせていただいたんですけども、これは国から補助金を頂いて3年間やられているというふうに承知しているんですけども、登録した以上は毎年これの実績報告を出さなきゃいけないはずなんですよね。その実績報告に基づいて観光庁のほうから指導がある。正式には質問書ということであるらしいんですけども、そういうものも全く来ない中で、実績報告がそのまま何もチェックを受けずに今まで3年間来られたということで理解してよろしいんでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) みよし観光まちづくり機構の事業の実績、またそれを観光庁に報告してそれに対する指導とか、その内容については、私は今この場では現状のそういう文書的なやり取りというところまでは承知をしております。ただ、観光庁から補助金を受けて事業活動をしているということではありません。たまたま補助事業を活用してイベントといったところはあるかと思えますけど、運営に対する補助はないというふうに認識をしております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ですから、全体に対する補助金ということではなしに、運営そのものです。年間を通して令和2年度の場合は1億300万円余りのものを報告されているようなんですけど、こういう事業をDMOでやるというようなところで事業申請もされるという中で、事細かいことは聞きませんが、背景としてやはりそういうのがるように私は思わざるを得ない。登録される前に登録の前の候補法人ということで、3年間ちゃんとした法人として登録できるかどうかというチェックが入るんですね。それは三次市の場合はスルーされたというか、認可になって今、正式に法人とされているんですけども、庄原市は今現在まだあれは正式な法人でないですね。候補法人ということで登録申請だということで、隣の島根県の飯南町は、この候補法人の段階でいろんな条件が満たされないということで結局は辞退された。登録できなかったということ。広島県府中市においての株式会社社恋しき、これも登録が抹消された。観光庁のほうの更新とか事業実績に対しての評価が結構厳しいように私は聞かせていただいております。ですからKPIという言葉で言われます、目標を掲げてその評価がどうなっているかと、KPIそのものが結構厳しいんですよ。

ですから、観光地域づくり法人形成計画書を出されて、これだけ分厚いものですけども、認

可を受けられていると。このことに基づいて観光庁がチェックしよるはずなんです。それにはそれぞれのDMOが中心となって観光戦略をつくらにゃいけんという流れが当然あるわけなんです。ですから、それをそうではないと言われるんだったら、そういうふうに理解せにゃいけんのですけども、やはりそこら辺を含めて、観光戦略というのは関係者の、先ほど言われた合意に基づいてやらにゃいけん。合意というのが1つの条件になっているはずなんです。ですから一部と言っちゃいけんでしょうけども、今回の策定のメンバーは私は一部として見ざるを得ないと思うんです。ですから、幅広い、先ほど申しましたような交通関係者、あるいは飲食関係、宿泊関係の全部の人に集まってくれということにはならんので、代表の方に、それは三次市観光協会の中にある部門であると思いますので、そういう方に集まってもらって、三次市の観光戦略を考えるというのが本来の姿ではなかろうかと思うんです。もう一度、そこら辺の答弁をお願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回の観光戦略の策定に当たっては、大きくこれまでの考え方、賑わいから稼ぐ力、そういったところへのシフトを図っていくところで、それぞれ委員にもなっただき、大きくは取り組む方向性、目標、そういったところをこの検討委員会で決定していただいたわけなんです。それぞれ個別の各事業をいかに展開していくかと、そういったところはやはり議員が言われるように多様な関係者の意見、合意形成、そこを事業部会といったところで審議して、実際にどうやっていくのか、そういったところを協議していく場を設けております。そういった中で合意形成を図っていこうという考え方でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) もう一つ確認します。これは令和2年度の繰越し事業でやられているということよろしいですね。

それでは、2番目の項目に入らせていただきます。各観光協会を解消することの狙いについてということでございます。先ほどもありましたけども、この件につきましては6月の定例会で私が一般質問しました同趣旨の質問でございます。答弁が重複になるかと思いますが、やはり先ほど言いましたように各観光協会、市の観光協会は除いて非常に不安を持たれているということの実態があります。第1回目を示されたとき、それから第2回の検討委員会、そのときは市の観光協会の代表者の方は非常に驚いたと。そのときは三次市観光協会とDMOが統合するんだという、話としてはもともとはこの2つだけだったんですね。そのことから三次市観光協会の中では非常に役員の方が激怒されたという言葉が議事録の中にありましたけども、非常に驚かれたと。それを経ながら、三次の観光協会だけではなしに、あとの4つの観光協会

のことを区別して考えるのはおかしいのではないかとということで、これは観光協会という名前がついているものは一緒にDMOの中に入れてもらってやってもらおうというのが流れとしてあったんです。

ただ、その流れとしてあるのに、市の観光協会と町の観光協会というのは全然規模が違う。やっていることも違う、目的も違う。その中で、私は個人的にはDMOの本体というのは市の観光協会が屋台骨でやっていくというのは非常に理にかなった体制だろうと思うんです。今、全国に96の地域DMOがありますけども、大半はそれぞれの大きな観光協会が主になってDMOを立ち上げられているんです。代表者もその観光協会の会長さんがやられているというようなところがほとんどなんです。ですから、そういうところも見習って、それと一緒に君田の観光協会とか、甲奴の観光協会とか、三良坂の観光協会、作木の観光協会を一緒にしてしまおうというのは、流れの中でというふうに説明されるんだと思いますけども、これはやっぱり無謀だというふうに私は思うんです。むしろ4つの町の観光協会は地域組織として連携をしていくというのが、私は筋としてしっかりすると思うんです。

先般の全員協議会の中でもありましたけれども、4つの観光協会以外に観光協会がない地域はどうするのかというのもありましたけれども、それは自治連との話で観光部門を担う団体なり組織なりを検討していただいて、そこからの選出ということで地域組織としての連携をやったりやっていくべきだと。DMOそのものは今の市の観光協会とDMOが母体になって、それと市が連携して中心的にやっていくというのが私はすっきりすると。どうもこの話が出たときから考えるに、その道が一番いいのかなというふうに思います。ですから、地域の組織という、地域部会だったら地域部会という中にその観光協会も入ってもらおうと。今先ほど言いました交通部とか、それから飲食部会とか、宿泊部会とか、文化財の関係がありましたら文化部とか、そういうところの部との連携の1つの組織の中に入れてもらってやっていくというのが、私は一番活動が維持できて、それぞれの観光協会のモチベーションが下がらずにやっていけるというふうに思うんですけども、今の意見に対して御答弁をお願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 新たな戦略を策定してそれを推進していく組織、それに対してこれから稼ぐ力の創出に向けて、市内でいいますと5つの観光協会、そしてDMO、市、観光事業者、そういったところが今ある中で、新たな目標、それに向かって取り組んでいく組織、これを1つにして大きな力で情報を発信する、そういったところが大きなところでもございますし、また、組織的にいいまして、これまでではそれぞれの観光協会でありますとか各団体、そういったところと協議を重ねて方向性を決めていくというプロセスがありました、これが1つになることによって意思決定が迅速に早くできるというところもございます。そして、1つになることによって機動的で迅速な事業展開、こういったところが可能になるというふうに考えております。

その中で各町、これまで議論もしてきましたけど、DMOがこれから稼ぐ力の創出に向けて仕掛けであるとかそういったところをやっていきますけど、各町の観光協会と協議をする中で、今後、今のそれぞれの地域資源の保全活動プラス何か消費を促す観光の事業、そういったところへの転換、移行ができないものでしょうかといったお話もしてきました。その中でやはり各町の観光協会の皆さん、我々は任意の団体でボランティア的な活動をしているということで、観光事業者というのはなり得ないということでございました。そういった中で、これからの新たな戦略に向けては、今まで各観光協会、いろいろと地域の活動であるとか地域資源の保全、維持、そういったところも注力をして、本当にボランティア的な精神で活動していただいております。その中で事業のすみ分けといいますか、地域振興につながる事業なのか、これから稼げる力につながる観光としての事業なのか、そういったところを再度この戦略を機に見つめ直していただく。そして、各観光協会との話の中でもやはり組織の中に人材が不足しているといった課題も頂きました。この戦略を契機に、事業の内容とさらにはそれぞれの組織の持続可能な体制について、そこらも御議論を頂きたいということで、これまでの地域活動については、組織一本化に伴ってこれまでの各観光協会の活動については継続をしていただきたいと。観光に結びつく事業については、新たな組織と連携をして必要に応じて支援をしていきたいと思いますというお話をさせていただきました。そういう形で各観光協会さんは御理解を頂いていると私どもは考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 理解を全てしてもらっているとは私は受け止めてないと先ほど言ったんですけども。これだけの50ページ以上ある観光戦略案ですよ。これを説明されると。かなり説明時間をかけてされるという中で、非常にこの中身もなかなか理解できん部分が多いということ言われている方もいらっしゃいました。ですから、観光戦略云々という立場でやってない団体もあるんですね。ですから、君田町におければ、繰り返しになりますけども高幡観音があって、その参道の維持をするための整備とか、あるいは神之瀬峡の整備とか、森の泉の前にあるいこいの森の整備とか、皆さんが来ていただいて気持ちよくそこで癒やしの心を持っていただくというようなところに、地域のもてなしということで、それを稼ぐ力に高めなさいということなんか全く思っていない。そういう団体を稼ぐ力の創出の組織の大きな中に入ってやってくれと言われても非常にそれは違うと、私たちは違うんだというふうに思われているんです。ですから、そこら辺はもうちょっと現場を、こういう方針だからこれに従ってもらわなきゃいけないのだというような押しつけ的なやり方はどうも私は好ましくないというふうに思います。

ですから、もう一度、市の観光協会ともよく協議されて、市の観光協会は今の鶴飼の関係とか花火の関係とか大きな事業をやられているんです。これで人を呼び込んで関係者が稼ぐ力を稼げるようにしようというような、それとDMOが一体になってやるというのは私は一番筋が

通ると思うんです。それと君田のような観光協会と一緒に稼ぐというのは、稼ぐそのものの言葉が似合わないといいますか、なじまない団体なんですよね。ですから、そこら辺はちゃんとすみ分けていただいて、それをうまく整理するような推進体制を構築していただきたいと思います。ですから、解消してなくせということを言われますね。解消してDMOの役員にはなってくれということなんでしょう。たちまちはなるか知らんけど、その後の役員はどうやって選出するんですか。ですから、稼ぐ力の団体の役員とかいうことは非常に荷が重いんです。ですから、部会の中の一員としてこれをやっていくというような形が一番私はなじみやすい、その団体の皆さんが取り組みやすい活動の組織になっていくというふうに思うんです。そこら辺は理解してあげてもらいたいと思います。

要望書も君田町観光協会から出ています。これはすごい熱い思いなんです。同じような活動を続けてやらせてくれと。そんなに大きな大会にわたしが行ってからというようなことはさらさら思っていないということなんです。ですから、そこは現場を踏まれているんだったら分かると思うんです。そこはもう一遍考えてあげてもらいたいと思います。ですから、全部一緒になるとかではなしに、あんたのところと一緒にしてくれるんだったら一緒になってくれと。ならんと言うならならんでも、こういうやり方で今と同じような関係でやっていきましょうということのすみ分けを、観光協会という名前がついているだけで画一的に公認者というようなことは示さんでもらいたいと思うんですが、もう一度答弁をお願いいたします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 新たなめざすべき推進体制として各町の観光協会、三次市観光協会、DMO、これらが1つになってやっていこうというものをお示しさせていただいております。その中で、各町の観光協会とは先ほども申し上げましたように3回以上の議論を重ねてきております。その中でやはり各町の観光協会、先ほど議員が言われますように、ボランティア的な活動で地域の資源を守っていくところを担っているところはおっしゃっておられましたので、それはそれでぜひとも継続をしていただきたいと思います。ただ、市として新たな戦略ということで、これまで地域の賑わいというところで人が集まればという地域振興、そういったところから、地域にお金が回る経済波及効果をもたらす、そういった稼ぐ力の創出、そういった観光にシフトしていこうという考え方でこれまで議論をして、それぞれの各観光協会においてもそれはいい方向だということでその方向性は御理解もいただいております。そういった中で、1つになっていこうというところで意思決定の場、新たな組織、こういうことをやっていきますと、詳しいことは部会でそれぞれのテーマに応じてやっていきます。ただ、その方向性を決める意思決定、そこにはやはり各町の観光協会、そこは参画をしていただきたい。全市的な取組を決定する、その部分については参画をしていただきたい。それを1つの新たな組織ということでこれを進めていきたいという考え方です。

各町の観光協会においては、今までの事業の在り方、また組織の在り方、そこは再考をして

いただきたいということでお話もさせてきてもらっております。その中で地域の資源活動を維持していく、そこについては継続をしていくということで、それは活動についても引き続き支援も行っていきます。ただ、観光というところに特化した場合、その部分については事業者にはなり得ないということなので、その部分をDMOが観光事業として結びつきができるものであれば、そこは各町の観光協会と連携を取ってやっていくということになりますけど、地域の団体として地域資源を守っていく、そういったところの活動と観光振興につながる事業、そこはそれぞれの観光協会でもすみ分けをしていただいて、それに応じてDMOと必要に応じて連携をしていく、そういったスタイルにしていこうということで各町の観光協会とも協議、議論を重ねてまいりました。

御要望を頂いて、これまでの活動が継続できるようにという思いも重々認識をしております。今まで取り組まれてきた活動、これについても今後も継続できるようにということで、戦略の中にも当面の間、活動については継続して支援をしていくということも明記させていただいております。1つの新たな組織、そこに参画をして新たな方向性を決定していく、そこに参画をしていただく。そして各町のこれまで取り組まれてこられた地域資源も守っていく活動、そういったところは継続してやっていただくということで、組織の名称は変わりますが、それを継続して実施していただきたいということで、この間、議論を重ねてまいりました。そういう方向性でやらせていただきたいということもありますけど、こちらからの押しつけというものではございません。3回議論を重ねてきた結果としての方向性を示させていただいたものでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 私だけが力を込めてこのことに対して反対しよると受け止められては残念なんですけども、今のように各観光協会の御意見は非常に戸惑われておると。そういう大きなところをめざして私たちはやってきているわけではないというところを、ああいう会議とか公の会議とかいうことになると、なかなか議論ということまでいかない。でも私たちの思いはこうなんだというのを私たちに向けられている部分もあるので、そこら辺はちゃんと行政も受け止めていただきたい。それを私がこういう場で市民のパイプ役として伝えているんです。ですから、その役割だと思ってちゃんと聞いて、また考えていただけたら非常に市民も安心されると、その団体も安心されるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

時間が経過しましたので、大きく2番目の項目に入らせていただきます。豪雨による河川氾濫からの河川改修についてということでございます。河川改修の必要性の認識についてということでございます。今年7月12日、それから8月の盆前後、豪雨によって県あるいは国の管理の河川が氾濫しました。昨年の7月14日ぐらいだったと思うんですけども、2年連続で農地が被害を受けた箇所が何か所かあります。後でその被害状況も聞かせていただきますけども、災害復旧ということになれば原形復旧なんです。ですから、この高さの堤防はこの高さに復旧

しますよということで、それを高くするということが災害復旧ではできない。堤防を高くするということができない。あくまでも原形復旧ということなので、そこを幾ら原形復旧しても、また水量が多かったら越水してから被害が起きるんです。その状況を市はどのように認識して対応されようとしているのか、まずお伺いいたします。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山建設部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 近年の異常気象とも言える豪雨の頻発に対して、毎回被災する箇所も増えてきております。根本的な河川改修が必要と考えます。国や県では効果的、効率的な事業実施のため整備計画を策定しており、家屋や重要施設の立地等を踏まえ、整備箇所の重点化を図るなど優先順位をつけて整備をされています。国や県が管理の河川の場合は、根本的な改修について要望を行っていきます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) パネルを表示していただきたいんですけども、4枚出します。これは神之瀬川沿いの被害状況ということで見ていただきたいと思います。これは君田町櫃田にある、線が入っていますけども、あれから向こうが河川です。こちらが農地です。

次のこれも櫃田というところですけども、これを撮ったのは午後3時の時点ですけども、これからまだ水量が増えて田んぼのほうに水が入っています。線が入っているところはほとんど管理道なんですけども、それを越して入っている。

次の写真、お願いします。これは山家町のところなんですけども、これは去年も越水して入ってきていると。線の向こうが河川です。こちらが農地です。下流を見た状況なんですけども、線のとおりにはイノシシ柵がずっと下流まであるんです。それが全部押し倒されているんです。去年押し倒されて、今年も押し倒されていると。この面積は結構あります。

次、お願いします。これは日下三原の状況ですけども、カープソースの下のほうになりますけども、どこが川でどこが農地か分からない状態。ここは去年も浸かったので今年は耕作しない、何も植えていないというところなんです。こういう状況なんです。これが続いているんです。この状況を農地だから、先ほど言われました優先順位がという、確かに優先順位をつけんと一遍のことにならるので分かりますよ。ですけども、こういう状況は農業関係にとっては非常に先々、耕作意欲ということにとっては問題になろうと思います。被災状況を教えてください。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今回の7月、8月の豪雨災害の被災状

況ということでお答えをさせていただきます。まず今年の7月の災害でございますけど、農地、農業用施設を含めまして37件の被害が発生をしております。被害が発生した報告を受けた件数でございます。

○10番（宍戸 稔君） それは災害でしょう。

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 災害です。

○10番（宍戸 稔君） 私が聞いたのは違うよ。被害状況。

○産業振興部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 農作物等への被害状況ということで、失礼しました。7月の災害につきましては、約5ヘクタールの水稻であるとかホウレンソウ、アスパラガス等が浸水により被害を受けております。そして8月の状況でございますが、8月が約12ヘクタール、水稻、小松菜等で浸水等の被害を受けている状況でございます。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 今回の被害状況ということでございます。災害状況ではなしに被害状況です。ですから越水して農地に水が入ったという場合は、土砂が入るとか流木が入るとかいうことで、それが入らないにしても生育障害とか刈取りができなくなるというような状況なんです。この状況が50年に一遍とか100年に一遍だったら、まだそんなには住民の方も暗い顔はされないと思いますけれども、2年も続いたらね。さっき山家町と言いましたけども、これは30代の大型農家がもち麦を作ったり水稻を作ったりしているところなんです。そこが被害に毎年遭っているんです。そういう状況を見て、要望的なことは今までどのようにされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山部長。

〔建設部長 秋山和宏君 登壇〕

○建設部長（秋山和宏君） 要望活動については、国土交通省、中国地方整備局や広島県に対して主要事業提案活動による河川改修要望を行ったり、広島県北部建設事務所や三次河川国道事務所との事業調整執行会議における事業要望、また広島県内陸部振興対策協議会での要望活動などあらゆる機会を通じて要望を行っています。今後も被害状況をしっかりと伝えながら必要な要望を行っていきます。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 部長、そういう教科書どおりの答弁は駄目なんです。ですから、現地に行ってからこういう状況なんだというのを県の職員とか国の職員にちゃんと確認してもらって、こういう状況なんだと、これは優先順位を高めてもらうわけにいかんのかというような要望活動はできるのですか。そこを言っているんです。要望活動しています。じゃ、どこなのか。神

之瀬川なのか、西城川なのか、馬洗川なのか。全てですと言ったって、どこをすればいいんですか。ちゃんと責任ある立場にあるんだったら、市長もそうですよ、どのような要望活動を国やら県にしているのかというところは、甚だ今までの要望活動ができていないからこういう状況になっているんだと思いますよ。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 要望活動ということで、市内に様々な被災された家屋であるとか、あるいは河川であるとか農地であるとかいろんな災害があります。今回の8月の集中豪雨が終わった直後、私も建設部長と一緒に、今、写真で掲示していただいた場所も含めて、即座に現場の確認をさせていただいております。直接的な被害というのは、水が出た後の確認であったので全ては確認できていないかも分かりませんが、そういった状況は現場に行って確認をして、その上で今後どういうふうな形で要望していこうかといったようなところで組み立てていきたいというふうにも考えております。ただ単に要望しているというわけではなくて、現場の職員一人一人も被災地に行って、現場を確認して写真を撮って、それを基にどういうふうな要望を行っていこうか、それは宍戸議員も現職の時代にそういった仕事をされていたということがよくお分かりだと思っておりますので、我々もそういった被災者の人、あるいは被災地にしっかりと出向いて、今後もしっかりと要望活動を行っていきたいということであります。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

[建設部長 秋山和宏君 登壇]

○建設部長(秋山和宏君) 先ほどは一般的な要望活動についてお話をさせていただきましたけども、今回特に7月の豪雨災害のとき、神之瀬川、画像で提示をさせていただいておりますけども、この浸水状況の写真をかなり撮りまして、それを地図に落として広島県へ対策が必要だということで報告をいたしております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) そういう地道な要望活動ということもないとなかなか県とか国は動いてくれないということだろうと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。こういう写真を持ってすべきだというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、大きく3番目の質問に入らせていただきますけども、団体補助金の運用状況ということでございます。令和2年度、本市でもそうだったんですけども、4月からコロナ禍において各団体の行事等が中止になってきたという状況があります。こういうことの中で、市は大抵の団体に補助金として例年と同じような補助金を出されたと思うんですけども、そのものをしてないんだから返してくれ、返してもらわないけんのじゃないかということ言うのではな

いですが、そのところでどういうふうな会計処理とかいうことで指導をされているのかというところを、市の対応をお聞かせ願いたいと思います。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 市から出しております補助金につきましては、施策の推進の手段として出すわけでございますけれども、おっしゃいましたように事業の遂行で育成、助長を推奨するために各種団体等へも出してあります。御存じのように補助金交付規則等、もしくは個別の交付要綱、これに基づきまして当然に適切に交付事務を行っておるところでございます。

御質問いただきましたような当初予定しておった事業ができない場合につきましては、例えば交付申請書に示されました補助内容が変わる場合には、変更申請書なりを出していただいて、新たな計画に沿った判断をさせていただく。もしくは完全に中止ですとか、事業縮小をしていわゆる補助金が余る、こういう状況になりました場合には、実績報告等において内容を審査し返還いただくというような手順を踏みまして、適正に処理をしておるところでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) ですから令和2年度を取って言えば5月末が出納閉鎖ですけども、それまでに実績報告というのがありますが、その段階ではなしに、もう随分前から会計処理については指導されたということで理解してよろしいのでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 一般論になるところはございますけれども、おっしゃいますように例えば対象の事業が夏にあるということで、既に早い段階で中止を決められておるというようなことであれば、その段階で場合によっては申請を見送られることもありましようし、また、中止が決まってその時点で先ほど申しましたように計画変更、イベントなどで申し上げますとイベントが丸々なくなりますと、その時点で、じゃ、もう中止ですのでこれは全額返還、もしくは申請の取り下げをお願いします。運営補助のような形ですと、年度末に使ってないところを精算させていただくというようなこともあろうかとは思いますが、いずれにしましても判明した時点で今年度どうされますか、それに伴う手続はこうですという形で指導させていただいておるものと認識しております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) そういうことで返還された補助金は何団体くらいあるのでしょうか。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

[総務部長 細美 健君 登壇]

○総務部長(細美 健君) 補助金の返還等につきましては、コロナだけに限定でなく、それぞれ事情があって減額もしくは返還等になってございますので、残念ながら件数なりというものを正確に把握はしておりませんが、例えば昨年7月補正において減額をさせていただきました東京オリンピックの事前合宿の補助金でございますとか、あと地域イベントなどの補助金、こうしたものを減額させていただいたというところでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) いずれにしてもこういう状況の中において事業を行えない中で、市から交付された補助金が使われない状況があると。何も返してとかいうような処置ではなしに、その団体が今後とも、先ほどの観光協会ではないですけども、モチベーションが下がらないように、今後ともその行事を続けていっていただけるような指導といいますか、協議を続けていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わるわけなんですけども、今の災害とかコロナとかいう状況の中で長期的な対応をしないといけない部分と、短期、中期で対応しないといけない部分とあります。そこら辺をちゃんとすみ分けして施策を推進していただきたいということを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(新家良和君) 以上で一般質問を終わります。

この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時49分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第95号 令和3年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)

○議長(新家良和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第95号令和3年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第95号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第95号令和3年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,896万9,000円を追加し、補正後の総額を398億2,048万3,000円にしようとするものであります。

本補正は、令和3年8月の大雨による災害復旧に係る経費の補正であります。

まず、歳出から説明いたします。

民生費は、災害救助法の適用を受けたことによる被災家屋の応急修理に係る修繕料119万円など、合わせて147万2,000円を追加しようとするものであります。

農林水産業費は、被災した農業施設等の改良事業に対する小規模農業用施設等改良事業補助金1,000万円を追加。

土木費は、河川の浚渫工事費1,000万円を追加。

消費費は、仮設ポンプの稼働等に係る委託料1,686万9,000円など、合わせて1,714万8,000円を追加。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧事業として、農地70件分、農業用施設60件分及び林業施設1件分を見込んだ査定設計委託料など1億1,000万円、土木施設災害復旧事業として、78件分を見込んだ査定設計委託料など1億2,300万円、その他公共・公用施設災害復旧事業として、みわ保育所、稲荷運動場などに係る復旧経費734万9,000円、合わせて災害復旧費合計2億4,034万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税2,674万8,000円を追加。

県支出金は、災害救助費負担金147万2,000円を追加。

寄附金は、消防費寄附金20万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金1億4,047万9,000円、災害対策基金繰入金9,307万円、合わせて2億3,354万9,000円を追加。

諸収入は、災害見舞金20万円を追加。

市債は、河川災害防止対策事業債1,000万円など、合わせて1,680万円を追加しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、河川災害防止対策事業ほか1件について借入限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本議案に関する質疑については、先日の議会運営委員会における申合せのとおりといたします。

それでは、質疑を願います。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） それでは、今回、補正予算について何点か質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、水防対策事業1,686万9,000円のところでは、今回のこの水防対策事業として、仮設ポンプやポンプ車の稼働を業者に委託するための事業かと思われませんが、今回この仮設ポンプ車を委託するに当たりまして、今回の7月であったり8月の大雨を機に何か新しくポンプを設置するのや、またはポンプ車を依頼するというところで、どのような経緯で今回新たに委託業務が発生したのかということをごを1点お聞きしたい。

そして、2点目ですけれども、河川維持管理といたしまして1,000万円計上されております。今回、河川の浚渫工事ということで3か所ほど記載がございますが、この3か所の場所と、今回また新たな大雨等によって、その浚渫によってまた新たな河川の氾濫等が予想されます。どのような時間、タイムスケジュールを持って着工までに当てられるのか、その予定についてお伺いしたいと思います。

そして、最後に3点目なんですけれども、今回7月、8月の大雨に伴う補正予算等でこの三次市の財政はどのように変化しているのか。例えば今回の歳出等の予算の変化によって、何か今後の三次の財政運営において何か影響があるのかどうかということ、御所見をお伺いしたいと思います。

以上、3件ほどよろしくお願いたします。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

○危機管理監（川村道典君） それでは、藤岡議員の御質問の1点目、今回の水防対策費の1,686万9,000円について、仮設ポンプ、あるいはポンプ車の委託経費でございますけれども、今回発生しております経費につきましては、仮設ポンプ24台の実稼働に係る経費であります。当初予算では2,000万円ほど計上させていただいておりますが、これは設置と、それから撤去の経費を計上させていただいております。今回、実稼働の経費について計上させていただいております。ポンプ車につきましては実稼働の経費となっております。

以上です。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 秋山建設部長。

○建設部長（秋山和宏君） 河川の浚渫の箇所でございますけれども、下志和地の金井川、上川立の永屋川、作木町の熊見谷川、この3か所を予定しております。スケジュールについては、河川の浚渫工事、これについては出水期以降ということで、10月中旬以降ということで着手になるかと思っております。公共土木施設の災害についてですけれども、今回8月の災害の査定が10月18日からということで連絡が入っております。それまでに設計を作成して、それ以降、随時取り組んでいきたいと思っております。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美総務部長。

○総務部長（細美 健君） 今回の補正に伴います財政への影響ということでございますけれども、今回、災害復旧の直接的な経費、いわゆる災害復旧費という款のくくりのところ、一般財源が約2億3,000万円程度発生してございます。この2億3,000万円につきましては、ほぼ査定設計もしくは直接的な緊急的な応急経費でございますので、特別な財源を見込むことが大変難しゅうございます。これを受けまして、今回は財政調整基金を約1億4,000万円、それから災害対策基金、これを9,000万円ちょっと使わせていただいております。

今回この災害対策基金を使わせていただきました背景には、7月豪雨災害を受けまして1億2,000万円ほど、前回の補正で同じように査定経費で財政調整基金を使わせていただいております。年に2回のこうした億を超える支出となりますと、多少、財政調整基金が心もとないということも受けまして、今回は災害対策基金を活用させていただきました。財政調整基金の残高が22億円でございますので、まだ何とか保っている。財政調整基金の残高は幾らがいいのかということは議論がございますけれども、22億円残っておるということで、すぐに財政状況が急激に悪化するという段階ではないですけども、今後の財政運営をきちんとやっていかなければならない金額のところであろうかと思いますが、すぐにどうこうということではございません。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求めらる）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 何点かお伺いしたいと思いますけども、交付税、今回2,674万8,000円補正ということでありまして、交付決定額にだんだんと近づいていると思っておりますが、また、今回の補正を組むに当たって、先ほど言われましたが財政調整基金や災害対策基金を取り崩して歳入というふうにしてやっていらっしゃる。だんだん歳入が膨らんでくるということになると、基準財政需要額も多くなるのか。あるいはそれに該当するかどうか分かりませんが、そうすることになると、また12月補正と3月補正ということになるかと思っておりますけども、非常に財政が厳しくなってくる。交付税が満タンに近づいてくるということになると、この状況を踏まえて追加の交付決定、交付税の交付決定は見込めるのかどうかということをお伺いしたいということがあります。

2点目として、災害対策基金繰入金は今回9,307万円を補正して1億1,159万9,000円と予算化されております。令和2年度の末の基金残高は1億1,151万8,000円、決算監査で決算の基金運用状況審査報告書で示されております。そこで不足するので、令和3年度の一般会計の補正予算等々を確認しましたが、1号から6号、積立基金というところでは見当たりません。考えられるのは、当初予算の中の基金利子積立金が1,309万5,000円ございますが、その中から災害対策基金に幾ら積み立てて、今回、補正後残額は幾らになるのかということをお聞きしたいと思っております。

3点目でございますけども、災害復旧の関係でございます。今回、調査、測量、設計、管理、委託で組んであります。補正予算5号においても7号においても災害査定設計を組んであり

ます。多くの災害箇所があろうと思うんですが、御存じのように隣の安芸高田市では非常に大きな災害が発生していると。そうなると設計業者はそちらのほうへ大分行かれるんじゃないだろうかということが予想されます。そこで、比較的小さな災害復旧の査定設計書というものは、職員の手によって、職員が自ら動いて調査をし、災害設計書を作成されてはどうかと思うわけですが、その3点についてお伺いをいたします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

○総務部長(細美 健君) それでは、私のほうより最初の2点についてお答えをいたします。まず普通交付税についてでございますけれども、現在、普通交付税のほうは既に今年度の交付額が決定しておりまして、今回の2,600万円を予算化させていただいた後の残りの残額約4億3,000万円ほどが、まだ予算計上していない金額があるというところがございます。災害発生に伴いまして普通交付税そのものが増えてくるということは、制度上はございません。もしあるとすれば、制度的には特別交付税のところでは何がしかを見ていただけるという制度はございますけれども、御存じのように特別交付税は最末まで分からないというのが実情でございますので、現在の財源の中で今後の12月補正、3月補正をやりくりしてまいるといことになるかと思っております。

それから2点目でございます。災害対策基金の金額のところでございますけれども、議員御指摘のとおり、当初予算のところでございます。利子積立金約1,300万円の中に、災害対策基金の利子として8万1,000円を計上させていただいておりますので、この8万1,000円を含めました9,307万円、今回、取崩しをさせていただきますことで、理論上の残高、こちらのほうがゼロになるというものでございます。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山建設部長。

○建設部長(秋山和宏君) 設計書の職員による作成ということでございますけれども、比較的小さな設計等について、確かに技術職の育成にはつながるとは思いますが、ただ、設計するに当たって現地踏査、くい打ち、測量、設計、積算、それから査定書類の準備ということをお考えますと、非常に時間と労力が必要でございます。現在、この災害査定を受けるに当たってコンサルから上がってきた設計書、これのチェックを職員がしております。チェックをして修正があれば修正をするという作業、これが結構、労力を必要とするということもございまして、現状では難しいというふうに思っております。これは公共土木施設災害にも農地農林施設災害においても同じと思っております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 10月18日が査定であると聞かせていただきましたけれども、それに必ず間に合うということで承知してよろしいですね。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 秋山部長。

○建設部長（秋山和宏君） 現在、8月災害が78件ございますけども、これはコンサル7業者に依頼をしております、必ず間に合うようには進めてまいります。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。
(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） 補正予算の概要を見せていただいて、2点ほど質問をさせていただきます。

今回の災害もそうですが、3年前の災害もそうですが、この災害が起きるたびにいつもお願いをするやら、要望するやらすることが1点あります。それは何かというと、今回の災害で見るときに、うちの栗屋町がぼろぼろになった。御案内のように、堤防が決壊したのも一番最初のところですよ。これを見ると、大きい災害については事業メニューがあるからすぐ段取りを組んでいただけるし、その手だてもしていただける。ところが、執行部の皆さんは御存じかと思えますけども、上村川というところで家が1軒浸かりました。この浸かった家は、市のある人が私に「おまえさん、こういう手だてがあるよ。給付で手続をすれば60万円が出ますよ」ということを教えていただきました。すぐに喜んでその家に行ったら、「もう駄目だ、もうここに住めない」と言って、今、三和のほうへ出ていく段取りをしているんだということを言われました。問題なのは山から出てくる水、それに併せて本流からの水、それらが排水できないまま家に1.4メートルぐらいの水かさが入ってしまうということなんです。車が1台パーになり、家の中は全然駄目ということになる。

問題なのはここに対する補償というものもないんですね。さっき言った土手は直せる、川に面した田んぼがずれ込んだところは直せる。ところが、山瀬の水が出てくる内水というものに対しての予算メニューというのがないんですね。これはもう十何年前から言っていることなんです。何でその予算が組めるだけの緊張感を持っていただけないのか。要するに土砂災害の原因にもなり得るその山瀬の水を、それは原形復旧には入りません。そら入らんかも分かんないですね。だけどその山瀬の水が原因として起こした災害というのが、その周りに何か所かあるんですよ。そこを直さんと来年も同じことが起きますよということは、3年前に前回言っているんです。

○議長（新家良和君） 質疑を簡潔にお願いします。

○19番（大森俊和君） 説明しないと分からない人が多いですから。その原因追及をするための何で原形復旧なのか私には分からない。そこを教えてください。災害の原因です。山瀬を中心とした崖崩れをどう抑え込んでいくのか。今回の災害で1つの案を土木建築部の皆さんに出しております。それが伝わっておるかどうか。

あともう一点は、農業に対する問題です。簡潔にと議長から注意がありましたので、言わせていただきます。農業をしている人が、例えば裏山から水が噴き出して家を直撃した。これは災害には当たらないということで、山の持ち主と話を直してくれということがありました。しょうがない、その人は銀行で金を借りて裏山を直しましたが、未だに金を払っています。

そういう事例がいっぱいあります。家の中を水が突き抜けて何の保証もできなかった。これもあるんです。だから先ほどの宍戸議員の質問にもありましたように、本当に市民が困っておるこの補正予算にならないのかということをお聞きしたい。

以上です。

(建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 秋山部長。

○建設部長(秋山和宏君) 災害復旧ということになりますと、議員が言われるとおりの原形復旧ということが基本ですけれども、中には改良復旧という手だてもあろうかと思えます。ただ、これについては要件が結構厳しいということもあります。現在、内水対策については、30年7月豪雨災害を受けてその対策について検討をしている中で、今現在ではそういった個別の家屋移転に対する助成等、制度はございませんけれども、これから土地利用規制とかそういった規制を考える中で、例えばこの地区については移転がふさわしいとか、そういったところがあればそういった制度も考えていかなければいけないと思っております。ただ、現在のところそういった制度はございませんので、大変申し訳ないのですが、そういった状況でございます。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 人家に山林からの土砂が流入というようなケースに対する事業でございますけど、小規模崩壊地復旧という事業もございます。これは裏山の土砂が崩れて民家に入ってきて危険性があるというもので、これの復旧の事業がございます。また、急峻な山の土砂崩れを防ぐということで言いますと、治山対策ということで砂防ダムとかいうような事業もございます。いずれにいたしましても、その要件等もございますけど、その地形なり状況の上でそれをどういうふうに該当させていくか、判断していくかというところは、現地の確認も必要だろうと考えておりますが、現状では小規模崩壊地または治山対策という事業がございます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 大森議員。

○19番(大森俊和君) 一般的に補償があるとかないとか、そんなことを聞いているのではないですよ。この補正予算の中に、先ほど部長が言われたように、市民が本当に困っていることに対する案件に対する手だてはないものかということをお聞きしておるんですよ。だから、現在そういうような制度がありません、難しいです。ないことがおかしいんでしょう。市民の皆さんが災害で本当に怖い思いをしながら、生命、財産を守るのにびくびくしながらやっている中で、いやいや、ごめんね、メニューがないから何もできないよ。

先ほど言いました、山から水が家を直撃して大変なことになったのが3年前にあります。元国というところですよ。これなんかは市道へ来るように、水が寄ってくるようにまとめてあるんです。その水がオーバーフローして家へ突っ込んでいって、庭先へ大きな1メートルぐらいの穴を空けて、そして下へ抜けていったんですよ。だから、そういうことが起きる現象が3年前

の災害に起きているんです。今回も似たような、山瀬の水が同じような現象を起こしています。だからメニューがないということ、個別補償がないということ。先ほど栗屋の家を捨てて出ざるを得ないという方は、60万円のいわゆる家を直す代金というものが給付されるようになっております。これを教えていただきました。しかし、そこは3年以上継続して住居を構えなければいけないというハードルがついておる。無理なんですよ。申請できない。そういうことをどういうふうに考えるんですかということをお聞きしておるんですから、しっかり教えてください。

○議長（新家良和君） 答弁できますか。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

○副市長（堂本昌二君） 今回の補正予算は2億数千万の補正をさせてもらっておりますけども、全てが市民の皆さんの要望に応え切れているかという点、それは難しい部分は多くあると思います。全てに応えることができることが望ましいのはもちろん望ましいわけですが、なかなかそういうことにならない。それはなぜかという点、やはり一定の公平性、交付金を入れるための公平性とかいうものは必ず中には求められるものでございます。その中で基準を設けながら、要綱等でそれをしっかり定めながら、支援をしたり復旧をしたりするのが、行政的にはさせていただく中身でございます。しっかり被災をされている皆さんに寄り添って今後の対策を考えていくことは我々の責務でありますので、それは今後もしっかり続けていかねばならない点ではあると思っておりますので、議員の御指摘のことは重く受け止めながら今後も業務に当たってまいりたいと考えております。

○議長（新家良和君） 大森議員、今答弁がありましたように、議案95号に直接、今関係のないことについては、できれば次回の一般質問にでもしっかりとやっていただけたと思いますが、御理解いただけますでしょうか。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） 今回初めて言ったなら、そら今議長が言われることも確かに一理あります。この補正予算の案件の中で本当は議論しなければいけないと私も思っております。だけど、今まで言ってきたことの山瀬の対策にしても、ここへ壁を作って石を止めたらどうか、水の排水はこっちへ流したらどうかということを視察に来ていただいた関係者の皆さんに何回もお話ししています。そのことが載ってないから、私は今不満だと言っているんです。公平性を欠いておる。

3回目ですから言いますが、今、副市長が言われた、全てではない、そんなもの分かっていますよ。それをあえて言うことが私は大変市民に対して失礼だと思いますよ。公平性を欠く、同じように税金を払っていて、どがに公平性を欠くんですか。それを具体的に教えてください。災害に遭う人も遭わない人も同じように税金を払っております。同じようにこの三次の地に住んでおります。どういうふうな公平性を欠くのか教えてください。私は最後に副市長が言われました、1つの意見として参考にしていただき、今後の検討課題にすると、私はそれだけでも

今回被災した人に対してありがたいと思いますよ。その言葉だけでいいですよ。だけど今の前段の言葉は許せませんよ。どうですか。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

○副市長(堂本昌二君) 前段で申し上げたことは、私どもの行政の基本的なことを申し上げたわけでございますけども、そういうことであって、それを公平の原則から外れたということを行っているわけではなく、今回はこれまで定めてきた基準とか要綱に当たらないので、それはそういう復旧とかということにはなっていない。ただ、前回の補正でもありましたかどうか、崩土除去、家の裏の道路に大きな泥が、土が入ってきたときの除去でありますとか、水路の泥の除去等はやっていきながら山瀬を防ぐことをやっていくこともできますし、そういうことも30年災のときでも家屋に入りました土砂については市のほうで除去をしたというふうに記録されております。そのようなことで、そのときにおいては必要な措置はさせてもらってきっておくことは申し上げておきたいと思います。

ただ、最後申しましたように、議員に指摘を受けたことについては今後とも重く受け止めて、今後対応を続けていくのは我々の責務であると考えておりますというのが後段の言葉でありますので、この点については今からも今回もこれまでも一切変わるところがないところでございます。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号については、会議規則第37条第3号の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号令和3年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)は原案のとおり可決されました。

ただいま可決成立いたしました議案第95号令和3年度三次市一般会計補正予算(第7号)に

つきましては、さきに予算決算常任委員会に付託となりました議案第86号令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）に先立って成立したものであります。ついては、会議規則第43条に基づき、議長により所要の計数整理を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号令和3年度三次市一般会計補正予算（第7号）について、議長より所要の計数整理を行うことに決しました。

お諮りいたします。

明日から9月29日までの21日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から9月29日までの21日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長から、配付の委員会審査日程表のとおり、委員会を開催する旨、申出がありましたので、御確認ください。

三次市議会では、明日からの常任委員会をケーブルテレビで中継いたします。明日9日木曜日は教育民生常任委員会、明後日10日金曜日は産業建設常任委員会、そして来週13日月曜日は総務常任委員会の審査状況等を生中継いたします。放送開始はいずれも10時を予定しております。皆様、どうか御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 1時37分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月8日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 徳岡真紀

会議録署名議員 掛田勝彦